

令和4年度

第3回江別市国民健康保険運営協議会

« 会議次第 »

1 報告事項

- (1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金確定額について
- (2) 国民健康保険条例の一部改正について（出産育児一時金の見直し）

2 質問事項

令和5年度国民健康保険税の課税限度額について

■ 報告事項（1） 令和5年度国保事業費納付金確定額について

国保事業費納付金への対応に係る経過

- 北海道は国が示す確定額数に基づき国保事業費納付金確定額を算定し、北海道と市町村はこれを予算措置
- 国保事業費納付金の納付に係る保険税収納必要額等の財源確保に關し、国保運営協議会で現時点での見通しを報告（※書面開催）
 - ▶ 令和4年12月16日：納付金概算額や国保財政の収支見通し等について報告
 - ▶ 令和5年1月20日：納付金確定額を報告のうえ、課税限度額の改定及び積立基金の活用について報告
- ※新型コロナウイルス感染症の大防衛の観点から書面による開催

国保事業費納付金確定額と納付財源

国保事業費 納付金 a		個別歳入 b	保険税収納 必要額 $c=a-b$	賦課総額 d	現行税率 e	収納見込額 $f=d*e$	不足 見込額 $f-c$	(参考) 令和4年度末 国保積立基金 残高見込額 779,631
3,137,654		627,911	2,509,743	2,407,158	97.03%	2,335,665	△174,078	
課税限度額引き上げ による増加見込額 g		課税限度額引き上げ 後の収納見込額 $h=f+g$	不足見込額 $h-c$		令和5年度 国保積立基金 繰入額 168,339			
5,739		2,341,404	△168,339		168,339			

国保事業費納付金と財源不足見込額等の将来推計

(単位:人、千円)

項目／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	算定方法
被保険者数	a 24,204	23,697	23,330	22,963	22,602	令和5年度の減少率
激変緩和前納付金	b 3,120,319	3,072,258	3,147,126	3,147,126	3,147,126	令和5年度以降横ばい
激変緩和措置適用額	c $\Delta 56,834$	$\Delta 28,417$	$\Delta 9,472$	0	0	令和5年度までの措置
国保事業費納付金	d=b+c 3,063,485	3,043,841	3,137,654	3,147,126	3,147,126	
個別歳入・歳出差引額	e $\Delta 625,860$	$\Delta 624,385$	$\Delta 627,911$	$\Delta 627,911$	$\Delta 627,911$	令和5年度以降横ばい
保険税収納見込額	f 2,287,537	2,295,663	2,341,404	2,224,556	2,189,584	一人当たり収納額×被保険者数
財源不足見込額	g=f-(d+e) $\Delta 150,088$	$\Delta 123,793$	$\Delta 168,339$	$\Delta 294,659$	$\Delta 329,631$	
基金繰入額		138,762	110,619			
基金残高		741,066	779,631	611,292		

※個別歳入・歳出差引額は、現時点での令和5年度見込額

■ 報告事項（2） 国民健康保険条例の一部改正について（出産育児一時金の見直し）

1 改正理由

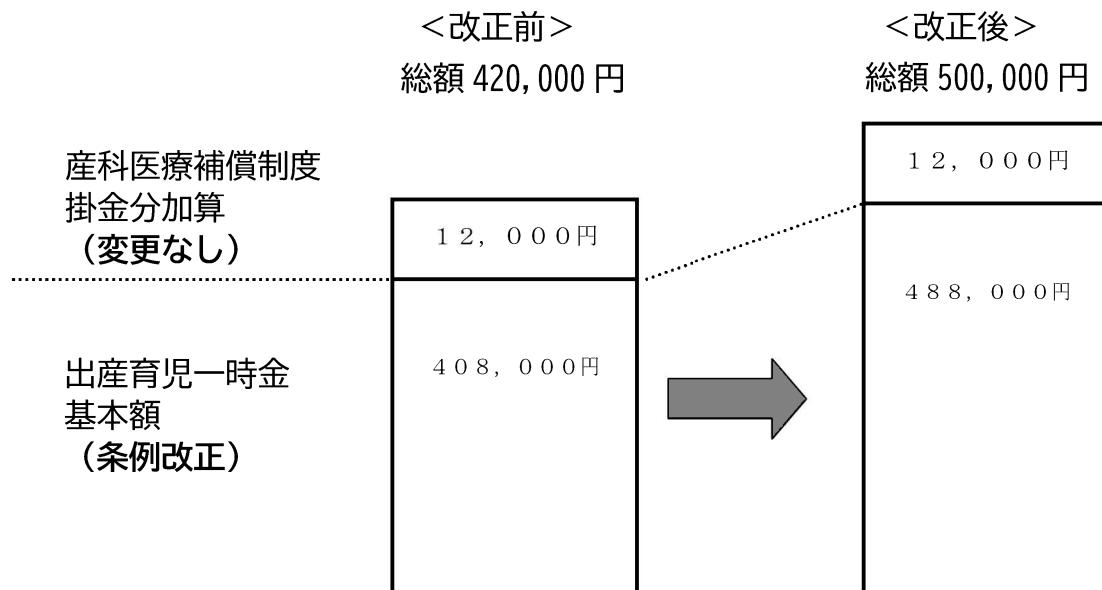
現在、国保の被保険者が出産した際、出産育児一時金として408,000円を支給し、産科医療補償制度に加入する分娩機関等で出産した場合、当該制度の掛金分として12,000円を加算し、総額420,000円を支給しているところである。

先般、国の社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で500,000円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令が改正予定であり、出産育児一時金を408,000円から488,000円に引き上げることで、産科医療補償制度の掛金分の12,000円と合わせて、総額を500,000円とすることになったものである。

当市においても、政令の一部改正に合わせて、国民健康保険条例について、所要の改正を行う。

2 改正内容

国民健康保険条例第5条第1項に定める額を次のように改める。



3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

4 経過措置

条例の施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、従前のとおりとする。

«参考：産科医療補償制度創設後の出産育児一時金に係る支給額の推移»

	平成21年1月～	平成21年10月～	平成27年1月～	令和4年1月～ (現行)	改正後 (令和5年4月～)
«基礎額» 出産育児一時金 【条例に規定】	350,000円	390,000円	404,000円	408,000円	488,000円
«加算額» 産科医療補償制度の掛金分 【規則に規定】	30,000円	30,000円	16,000円	12,000円	12,000円
«総額»	380,000円	420,000円	420,000円	420,000円	500,000円

諮詢事項 令和5年度江別市国民健康保険税の課税限度額改定について

1 改定の趣旨

国は、社会保障制度改革の道筋を示した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に、医療保険の保険料（税）に係る国民の負担に公平性を確保するため、国民健康保険の保険料（税）の賦課限度額の引上げを検討することが明記されていることなどを踏まえ、課税限度額を見直し、引き上げを行った。

当市においても、国の基準を踏まえ、課税限度額を引き上げることによって、中間所得層の保険税負担を抑制し、被保険者間の税負担の公平性が図られることから、改定しようとするもの。

2 地方税法施行令の一部改正

令和4年3月31日に「地方税法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、国民健康保険料（税）の基礎課税額の課税限度額が2万円、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が1万円、限度額の合計で3万円引き上げられた。

国民健康保険税	現行		改定後		(※増減なし)
	基礎課税額	限度額	限度額	限度額	
	基礎課税額	限度額 63万円	限度額 65万円	限度額	
	後期高齢者支援金等課税額	限度額 19万円	限度額 20万円	限度額	
介護納付金課税額		限度額 17万円	限度額計 102万円		

3 国民健康保険税課税限度額に到達する世帯収入

- ・単身世帯（給与収入）
- ・4人世帯（主、給与収入／妻・子2名、収入なし／夫婦介護該当）

区分	現行	改定後
基礎課税額	938万円	962万円
後期高齢者支援金等課税額	1,290万円	1,348万円
介護納付金課税額	1,130万円	1,130万円

区分	現行	改定後
基礎課税額	851万円	875万円
後期高齢者支援金等課税額	1,196万円	1,255万円
介護納付金課税額	1,076万円	1,076万円

4 令和5年度国民健康保険税課税限度額改定による影響見込み

影響世帯数	影響世帯割合	調定額（増）	歳入額（増） ※収納率97.5%で試算
246	1.3%	5,886千円	5,739千円

※令和4年11月現在の状況を基に試算。